

## 鳥取市町内会集会所新築等補助金交付規則に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鳥取市町内会集会所新築等補助金交付規則（平成3年鳥取市規則第7号。以下「集会所規則」という。）の事務取扱に必要な事項について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、集会所規則で使用する用語の例による。

### (補助対象事業の区分)

第3条 補助対象事業は、次に掲げるところにより区分する。

- (1) 新たに集会所を建築する事業（既存の集会所の全部を廃止し、又は火災その他の災害により滅失したことにより、新たに建築する場合を含む。）
- (2) 増改築 次に掲げる増築又は改築を行う事業（当該増築又は改築にあわせて行われる修繕を含む。）
  - ア 増築 既存の集会所の床面積を増加させて建築することをいう。
  - イ 改築 集会所の一部を除去し（火災その他の災害により集会所の一部が滅失した場合を含む。）建築することをいう。
- (3) 修繕 集会所の部材又は設備（建物本体に係る電気、ガス、給水、排水、換気、消火、排煙又は汚物処理の設備（屋外浄化槽を含む。）等をいう。以下同じ。）の修理や取替え（冷暖房設備の取替えを除く。）を行うことにより、当該修繕に係る部材又は設備の劣化若しくは不具合を解消し、又はその性能及び機能を向上させる事業（耐震改修、バリアフリー化等を含む。）その他市長がこれに類するものとして特別に認める事業
- (4) 取得 集会所として利用するために既存の建物を購入する事業
- (5) 賃借 集会所として一戸建てや集合住宅の一室、貸店舗等を賃借する事業
- (6) 冷暖房施設新規整備 既存の集会所に新たに冷暖房設備を設置する事業。ただし、既設の冷暖房設備の取替え、更新を除く。

### (補助対象経費の取扱い)

第4条 集会所規則第7条第1項第1号の集会所の新築に係る工事費として本補助金の対象となる費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 建築工事費（基礎工事、躯体工事その他の建物本体に係る工事、仮設工事及び設備工事の費用並びにこれらの工事に係る諸経費をいう。）
  - (2) 外構工事のうち、スロープ設置等のバリアフリーに資する工事その他市長が特に必要と認める工事に係る費用
  - (3) 新築に際し設置する冷暖房設備の工事費
  - (4) 解体工事費（既存の集会所を解体し、又は集会所が災害等で滅失して、当該解体又は滅失した集会所の敷地に建築する場合に限る。）
- 2 集会所規則第7条第1項第2号の増改築に係る工事費として本補助金の対象となる費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 前項第1号及び第2号掲げる費用
  - (2) 解体工事費（増改築のために集会所の一部を解体した場合又は災害等により集会所の一部が滅失、改築することとなった場合に限る。
- 3 集会所規則第7条第1項第3号の修繕に係る工事費として本補助金の対象となる費用は、次の各号に掲げる費用とする。
- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる費用
  - (2) 前条第3号の市長がこれに類するものとして特別に認める事業にあつては、当該事業の実施に必要不可欠なものとして特に市長が必要と認める費用
- 4 集会所規則第7条第1項第1号から第3号までに規定する設計監督委託費は、設計又は工事監督に係る委託費をいうものとする。
- 5 集会所規則第7条第1項第4号の建物の取得費には、建物の購入費のほか、購入の際に要した不動産仲介手数料等の経費を含むものとする。
- 6 集会所規則第7条第1項第5号の建物の賃借料は、交付決定の日の属する年度中に支払われるものを当該年度の補助対象経費とする。
- 7 集会所規則第7条第1項第6号の冷暖房設備設置に必要な工事費には、冷暖房設備の設置に係る工事費のほか、冷暖房設備を使用するために必要な電気工事等の工事費を含むものとする。

（賃借の事業期間）

第5条 賃借に係る補助対象事業の期間は、原則として交付決定を受けた日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、賃貸借契約による賃借の期間（以下「賃借期間」という。）の初日が4月1日より後に到来する場合にあつては賃借期間の初日から3月31日まで、賃借期間の末日が3月31日より前に到来する場合にあつては4月1日から賃借期間の末日までとする。

（補助金の申請）

第6条 本補助金の交付を受けようとする町内会は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「補助金規則」という。）第4条に定める補助金等交付申請書に次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を添付し、あらかじめ（前条に定める補助対象期間の初日が4月1日となる賃借の場合は、その交付を受けようとする年度の4月10日までに）市長に提出しなければならない。

(1) 新築 次に掲げる書類

- ア 集会所新築等事業計画書
- イ 集会所新築等事業費収支予算書
- ウ 工事請負契約書（写し）及び工事費見積明細書（写し）
- エ 平面図、立面図及び位置図
- オ 土地所有状況又は利用の権原に関する書類
- カ 補助対象事業に関する町内会の会員の総意を証する書類
- キ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し又はこれに代わる書類（同法の規定により建築確認の申請書の提出を要しない場合に限

る。)

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 増改築又は修繕 次に掲げる書類

ア 集会所新築等事業計画書

イ 集会所新築等事業費収支予算書

ウ 工事請負契約書（写し）及び工事費見積明細書（写し）

エ 平面図、立面図及び位置図

オ 確認済証の写し（同法の規定により建築確認の申請書の提出を要する場合に限る。）

カ 補助対象事業に関する町内会の会員の総意を証する書類

キ その他市長が必要と認める書類

(3) 取得 次に掲げる書類

ア 集会所新築等事業計画書

イ 集会所新築等事業費収支予算書

ウ 建物売買契約書（写し）

エ 建物の位置図

オ 建物の写真

カ 土地の所有状況又は利用の権原に関する書類

キ 補助対象事業に関する町内会の会員の総意を証する書類

ク その他市長が必要と認める書類

(4) 賃借 次に掲げる書類。ただし、2年度目以後の申請の場合にあっては、賃借する建物に変更がない限り、オからクまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

ア 集会所（賃借）事業計画書

イ 集会所（賃借）収支予算書

ウ 建物賃貸借契約書（写し）

エ 申請する年度において町内会が集会所の賃借のために支出することが確認できる書類

オ 建物の位置図

カ 建物の写真

キ 集会所新築等事業に関する町内会の会員の総意を証する書類

ク 集会所の管理運営に関する規約

ケ その他市長が必要と認める書類

(5) 冷暖房設備新規整備 次に掲げる書類

ア 集会所新築等事業計画書

イ 集会所新築等事業費収支予算書

ウ 工事請負契約書（写し）及び工事費見積明細書（写し）等

エ その他市長が必要と認める書類

（承認を要しない変更）

第7条 補助金規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更と

する。

- (1) 補助金の増額
- (2) 補助金の2割を超える減額
- (3) 補助対象事業に係る契約の相手方  
(着手届を要しない場合)

第8条 補助金規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、集会所を取得し、又は賃借する場合とする。

(実績報告)

第9条 補助金規則第12条に規定する実績報告は、集会所規則第2条に規定する補助事業の完了の日から起算して1月を越えない日又は当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年11月29日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の鳥取市町内会集会所建設補助金交付規則に関する事務取扱要綱の規定により補助金の対象となった集会所に係る補助金については、この要綱による改正後の鳥取市町内会集会所新築等補助金交付規則に関する事務取扱要綱の規定により補助金の対象となった集会所に係る補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条第7号を同条第9号とし、同条第6号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える改正規定及び第5条第2号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える改正規定（同条第3号を加える部分に限る。）は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の鳥取市町内会集会所建設補助金交付規則に関する事務取扱要綱の規定により補助金の対象となった集会所に係る補助金については、この要綱による改正後の鳥取市町内会集会所新築等補助金交付規則に関する事務取扱要綱の規定により補助金の対象となった集会所に係る補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市町内会集会所新築等補助金交付規則に関する事務取扱要綱第5条の規定は令和2年度の補助事業から適用する。